

問い合わせ先	健康福祉局障害福祉課
	504-2147 (内線3875)

障害者住宅整備資金償還金の支払猶予

1 支援策の内容

災害等により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合に償還金の支払を猶予

2 対象者（要件等）

次のいずれかに該当される方

(1) 「広島市災害見舞金」支給対象となる方

(2) 災害により収入が減少、又は災害復旧に要する経費が多額となる方

3 手続きの方法

区保健福祉課にお問い合わせください。

4 その他

猶予期間は、支払うことが著しく困難になった償還金の償還期限から1年を限度として、本人の申立てによります。